

心肺蘇生を行わないこと(DNAR :Do Not Attempt Resuscitation) 説明・同意書

2007年1月

癌の末期などで心停止ないし呼吸停止した際に心肺蘇生を行わないという特別な指示がある場合、心肺蘇生をしないで静かに看取することができます。この指示を DNAR (Do Not Attempt Resuscitation) と呼びます。なお、DNAR を受け入れた後も、鎮痛、鎮静などの緩和ケア、抗生物質投与、抗癌剤治療などの必要と判断される治療・ケアはインフォームドコンセントに基づいて行われます。

1. 条件

下記『Aまたは B』、かつ Cを満たしていること。

- A. 患者に意思決定能力がある場合、必要十分な情報を知らされた上での明確な意思表示があること。
- B. 患者の意思決定能力がない場合には、家族の意思表示があること。
- C. 家族の同意がある。

DNAR を決定する場合は、患者、家族(代理人)、医師、看護師、等の間で十分に相談を行います。このとき、心肺蘇生により生じる利益と不利益の両方についてきちんと説明を受け、十分検討された上で個別に判断されることが前提です。

2. 説明

患者、家族の希望と、情報提供により生じる利益と不利益を十分に検討した上で個別に判断します。

全身状態:身体状況、根治的治療困難、予測される状態と予後

DNAR の理由・妥当性に関すること:

DNAR が得られない場合の処置、予測される状態と不利益

DNAR は取り消すことができること

3. 同意

上記 2 の内容の説明を十分に受け、DNAR を希望します。

日付 年 月 日

本人 _____

代理人または家族 (続柄) _____

主治医 _____

担当医 _____

看護師 _____